国際奈良学セミナーハウス管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十九号

国際奈良学セミナーハウス管理規則の一部を改正する規則

国際奈良学セミナーハウス管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の国際奈良学セミナーハウス管理規則別表の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。